

## 卒業の認定に関する方針

- 本学院に3年以上在学し、教育課程で定めた単位を習得しなければならぬ。
- 卒業の認定は、卒業認定会議を経て学院長が認定する。
- 所定の単位数を取得した者は、専門士を称することができる